

奈良県告示第二百七十六号

平成二十七年三月奈良県告示第五百六十九号（奈良県手数料条例別表第一の三百四十六の二の項の知事が定める基準）は、令和四年二月十九日限り廃止する。

令和三年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾